

路外駐車場を設置する場合は下記の届出が必要になります。

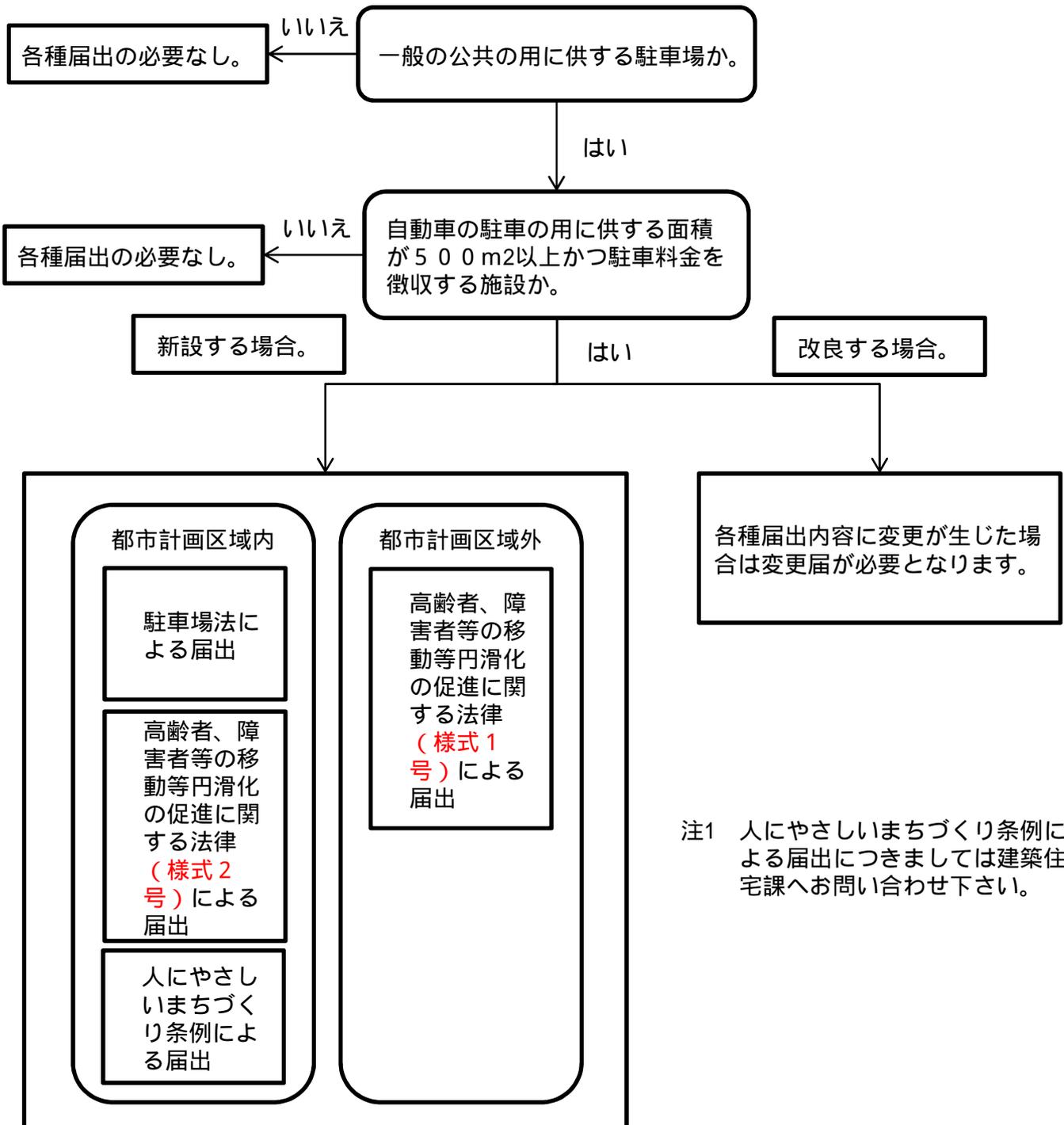
「駐車場法」に基づく届出

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出

「津山市人にやさしいまちづくり条例」に基づく届出 注1

下記フローを参考に手続きをおこなって下さい。また詳細につきましては都市計画課までお問い合わせ下さい。

路外駐車場設置届出フロー図



注1 人にやさしいまちづくり条例による届出につきましては建築住宅課へお問い合わせ下さい。